

固定給油設備からガソリンを容器へ 詰替える場合の安全対策の明確化

総務省消防庁危険物保安室

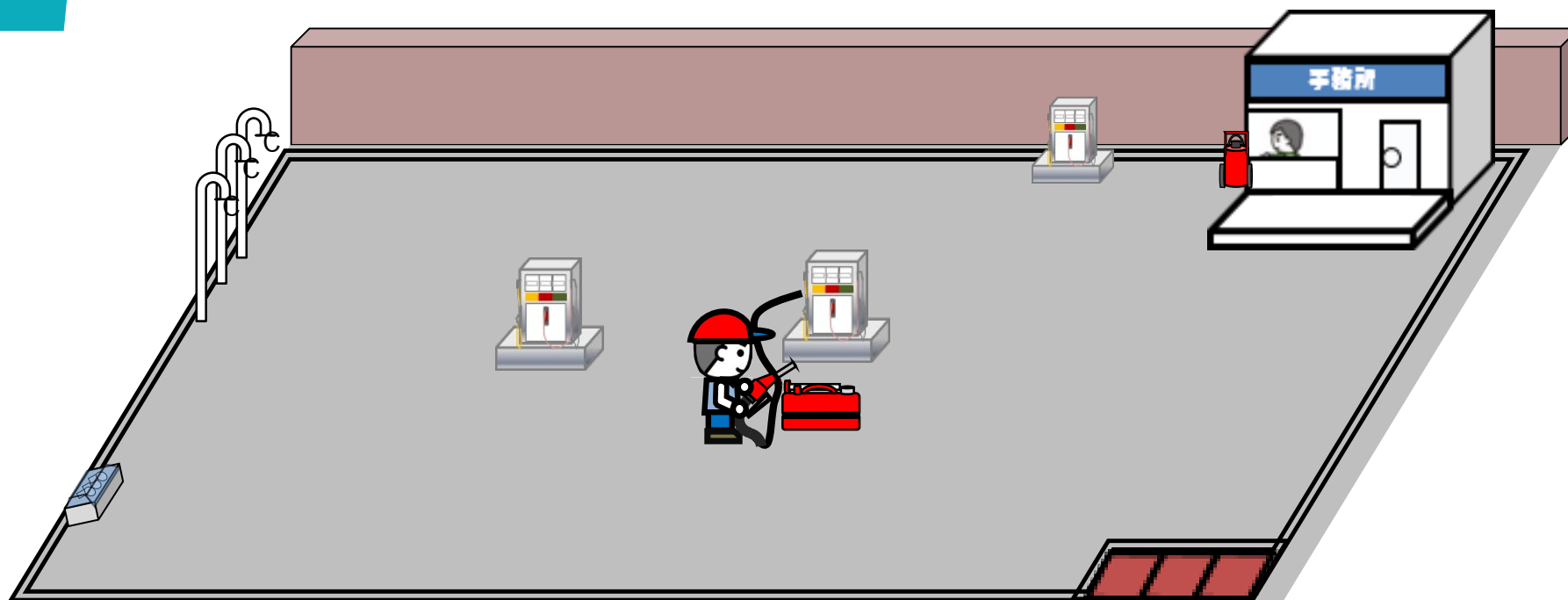
検討内容

概

自動車等への給油を行う固定給油設備を用いて容器にガソリン等を詰め替える行為については、1日あたりの詰め替える量が指定数量未満であれば容認されるとの見解を昭和62年に示していたが、農業機械等の燃料としてガソリンの需要が高まっていることから、一定の安全対策を条件に指定数量以上のガソリンを容器に詰め替えることが可能であるとの見解を令和元年に新たに示した。

必要な安全対策を改めて検討した上で、固定給油設備によるガソリン等の指定数量以上の詰替について明確化する。

要



● 固定給油設備による詰替

| | ガソリン | 軽油 |
|----------------|---|--------------------------------------|
| 1日当たりの詰め替えられる量 | 指定数量未満に限り認められる。 (S62.4.28消防危第38号) ただし、一定の安全対策※1を講じた上で、指定数量以上も認められる。 (R1.8.7消防危第111号) | 指定数量未満に限り認められる。 (S62.4.28消防危第38号) |

- ※1①給油ノズルに設けられた満量停止装置が確実に機能すること。
 ②詰め替え作業を危険物取扱者である従業員が行うこと。
 ③予防規程に基づく文書に明記すること。

(参考) 固定注油設備※2による詰替

| | 軽油 | 灯油 |
|----------------|-------------------|----|
| 1日当たりの詰め替えられる量 | 制限はない。(危政令第3条第1号) | |

※2 軽油及び灯油を容器へ詰め替え、又は車両に固定されたタンクに注入する設備

詰替等に関する事故事例（火災）

火災件数

過去10年間（2011年4月～2021年3月）に発生した給油取扱所における火災事故 289件

→ この内、容器への詰替時に起こった火災は**15件**※

※火災は全て固定給油設備によるガソリンの詰替時に発生したものであり、灯油若しくは軽油詰替時には発生していない。また、タンク（車両に固定されたタンク）への注入時にも発生していない

< 内訳 >

1 静電気に起因するもの 15件

< 容器詰替時に発生した火災事故 >

| 油種 | 設備 | 行為者 | 原因 | 詰替先 | 件数 |
|------|--------|-----|-----|-----|-----|
| ガソリン | 固定給油設備 | 従業員 | 静電気 | 携行缶 | 14件 |
| | | 顧客 | 静電気 | 携行缶 | 1件 |

固定給油設備からガソリンを容器へ詰替える場合の安全対策の明確化④

令和3年度検討会資料再掲

詰替等に関する事故事例（流出）

流出件数

過去10年間（2011年4月～2021年3月）に発生した給油取扱所における流出事故 710件

→ この内、容器への詰替時又はタンクへの注入時に発生したもの 40件

※ガソリン詰替時の流出は発生していない

<内訳>

- | | | |
|---|--------------------|------------------|
| 1 | タンクへの注入時にその場を離れる | 33件（軽油10件、灯油23件） |
| 2 | ポリ容器等への詰替時にその場を離れる | 3件（軽油1件、灯油2件） |
| 3 | その他 | 4件（灯油4件） |

<詰替又は注入時に発生した流出事故>

| 油種 | 設備 | 行為者 | 原因 | 詰替先 | 件数 |
|----|--------|-----|---------|------|-----|
| 軽油 | 固定給油設備 | 従業員 | その場を離れる | ドラム缶 | 1件 |
| 灯油 | 固定注油設備 | 従業員 | その場を離れる | ポリ容器 | 1件 |
| | | 顧客 | その場を離れる | ポリ容器 | 1件 |
| | | 顧客 | ノズル不良 | ポリ容器 | 2件 |
| | | 顧客 | 車両衝突 | ポリ容器 | 1件 |
| | | 顧客 | 容器破損 | ポリ容器 | 1件 |
| 軽油 | 固定給油設備 | 従業員 | その場を離れる | タンク | 2件 |
| | 固定注油設備 | 従業員 | その場を離れる | タンク | 7件 |
| | 固定給油設備 | 従業員 | その場を離れる | タンク | 1件 |
| 灯油 | 固定注油設備 | 従業員 | その場を離れる | タンク | 23件 |

安
全
対
策

・固定給油設備によるガソリン等の指定数量以上の詰替については、火災事故及び流出事故の可能性があるものの、火災事故の原因のほとんどが静電気であり、また、流出事故の原因のほとんどがその場を離れたものであることから、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（令和元年8月7日付け消防危第111号）に記載している対策を参考に以下の安全対策を講じることにより、認めてよいのではないかと。

- ①静電気火災の防止対策や詰替・注入時の流出防止対策、日常点検の実施方法等を予防規程やそれに基づく文書に明記すること
- ②万が一その場を離れても容器等からガソリン等があふれないよう、固定給油設備の給油ホースに接続される給油ノズルに設けられた満量停止装置等が確実に機能すること
- ③ガソリンの詰替作業については、危険物の取扱いに関して知識及び技能を有する危険物取扱者である従業員又は危険物取扱者の立ち会いを受けた従業員が行うこと（軽油の詰替作業を除く。）

危険物規制事務に関する執務資料の送付について（令和元年8月7日付け消防危第111号）

<抜粋>

（給油取扱所における指定数量以上のガソリンの容器への詰め替えについて）

問 給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売については、「給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売に係る取扱いについて」（令和元年7月25日付け消防危第95号）に基づき、購入者の身元や使用目的の確認等について取組みを進めているところ、管内の給油取扱所事業者から次のような相談を受けている。

給油取扱所において、ガソリンの容器への詰め替え販売を行う場合など、自動車への給油や灯油又は軽油の容器への詰め替え以外の危険物の貯蔵又は取扱いについて、「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」（昭和62年4月28日付け消防危第38号。以下「38号通知」という。）において、ガソリンの容器への詰め替え販売の数量は指定数量（200リットル）未滿とする旨の解釈が示されている。

管内の地域は、農業や林業が主たる産業となっており、特に夏季においては、田畑の草刈り等、農業機械等の燃料であるガソリンの需要が高まるが、地域にある給油取扱所は数力所しかなく、一の給油取扱所において指定数量未滿の量のガソリンを詰め替え販売することだけでは、地域のガソリンの需要をまかなうことができないため、指定数量以上の量を詰め替え販売する方策を検討してほしいというものである。

本件について、38号通知第2の1のなお書きの運用として、固定給油設備の給油ホースに接続される給油ノズルに設けられた満量停止装置等が確実に機能するとともに、当該詰め替え作業を危険物取扱者である従業員が原則として行うことによる安全対策を講じ、予防規程に基づく文書に明記することにより、指定数量以上のガソリンの容器への詰め替えを行うことができると解釈してよいか。

答 差し支えない。

大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会報告書

<P39、40から抜粋>

イ 危険物の取扱い

ガソリンは国民生活に欠かせない物質であり、その販売規制については、国民の安全性と利便性のバランスを十分考慮すべきである。

例えば、ガソリンスタンドにおけるガソリン購入について登録制を導入することが考えられるが、登録については本人申請となるため、届出の内容について消防機関は真正性を確認できず、かつ、登録どおりに使用したか調査することが非常に困難である。また、自動車等からガソリンを抜き取ったり登録証を偽造して購入したりしてガソリンを入手することも考えられる。

このことから、登録制による同種の事案を抑止する効果については、現在義務付けられている顧客の本人確認等と比べて大きく変わらないと考えられる。

一方で、農作業、除雪、建設事業等で多くの方がガソリンを使用しているが、登録の申請や登録証の携帯が大きな負担となり、ガソリンの購入が難しくなるため、国民生活の利便性が大きく低下するおそれがある。

このため、ガソリンスタンドにおけるガソリンの適正な販売をより担保するため、消防隊による見回り等により、現在義務付けられている顧客の本人確認等の適正な運用を徹底すべきである。

また、京都アニメーションにおける爆発火災を踏まえ、ガソリンを購入しようとする者の言動に不審な点を感じた場合には警察へ通報するようガソリンスタンドに対して依頼しているが、新たに作成する通報要領も併せて再度周知徹底を図る。

今回の放火火災は、「一般的な火災」ではなく「特殊な火災」であり、より強い規制が一般の国民生活に影響を及ぼすことについては様々な意見があることを踏まえ、国民の理解の深化に伴い、検討を進めていくことが望まれる。

令和3年度検討会を踏まえた検討の方向性

農業や林業が主たる産業となっている地域では、特に夏季において、田畑の草刈り等、農業機械等の燃料であるガソリンの需要が高まる傾向にある。また、除雪、建設事業、レジャー等、ガソリンを使用する機会は多岐にわたり、ガソリンは国民生活になくてはならないものとなっている。

そのような状況をうけ、固定給油設備によるガソリンの容器への詰替え等について検討を進めてきたところであるが、昨年12月に発生した大阪市北区ビル火災を踏まえ、同種の事案を防ぐため、「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会」（座長：菅原 進一 日本大学大学院教授）において危険物の取扱いに関する議論が行われていたことから、その結論を踏まえ、改めて検討することとしていたところである。

当該検討会の報告書が今年6月に公表され、更なる規制による同種の事案を抑止する効果については、現在義務付けられている顧客の本人確認等と比べて大きく変わらないとされ、一方で、国民生活の利便性が大きく低下するおそれがあることから、規制の強化は行わないこととされた。

したがって、固定給油設備による指定数量以上のガソリンを容器に詰め替えることについては、一定の安全対策を講じた上で認めることとし、これまで通知で示していたことにより全国的に運用や見解が異なる現状があることから、当該事項について明確に法令に位置づけることとしてはどうか。

以上を踏まえ、固定給油設備によるガソリンの詰替等について、次の①～③の安全対策を講じることで認めることとし、法令に明確化してはどうか。

安全対策

- ① 静電気火災の防止対策や詰替・注入時の流出防止対策、日常点検の実施方法等を**予防規程やそれに基づく文書に明記**すること。
- ② 容器等からガソリン等があふれないよう、固定給油設備の給油ホースに接続される給油ノズルに設けられた**満量停止装置等が確実に機能**すること。
- ③ ガソリンの詰替作業については、危険物の取扱いに関して知識及び技能を有する**危険物取扱者である従業員**又は**危険物取扱者の立ち会いを受けた従業員**が行うこと。

